

第２次貝塚市人権行政基本方針

概要版

令和５(2023)年４月

貝 塚 市

* 「**人権行政**」とは、本市の職員一人ひとりが人権尊重社会の確立をめざし、人権の尊重を基調として業務に取り組むことです。
* 行政施策の中で、市民一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会、すべての人々が、人権尊重の精神を当たり前のものとして身につけて行動し、人権を基本とした人間関係が広く根づいた社会を構築していくための施策が「**人権施策**」であり、本市のすべての職員がそれぞれの業務において人権の視点をとり込み、多種多様な人権施策がより積極的に進められるよう取り組むことが必要です。
* 本方針は、本市の「第５次総合計画」のまちづくりの推進方策のもと、人権尊重の文化が貝塚市民の日常生活の中に築かれ、まちづくりの主役である市民と本市とが協働し、「人権文化のまちづくり」を進めていくための理念や取組みの方向性を明らかにするものです。
* 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」に示された地方公共団体の責務を踏まえ、本市の人権教育・人権啓発の総合的な推進を図るための指針であるとともに、市民や企業、各種団体との協働により、人権が尊重されるまちの実現を図るためのガイドラインでもあります。
* 本市において、人権が尊重されるまちづくりを推進するためには、市民それぞれが人権の意義を正しく認識し、市民一人ひとりが「人間の尊厳」を持つかけがえのない存在として意識し守ることが必要です。
* このような考え方を市全体に定着させるためには不断の努力が必要であり、次の基本理念のもと、一人ひとりがかけがえのない存在として、各人がもつ「自分らしさ」を十分発揮し豊かな心が育まれ、互いに人権が尊重される差別のないまちの実現をめざします。

**基本的な考え方**

**人権行政の定義づけ**

**人権行政基本方針の位置づけ**

**人権行政の基本理念**

【基本理念】

○ 一人ひとりがかけがえのない存在として、互いに人権が尊重される差別のない社会

○ 誰もが個性や能力を十分に発揮して自己実現を図り豊かな人権文化を創造できる社会

* 本市が行う施策は福祉、教育、文化、経済活動等多岐にわたっています。そのため、市職員一人ひとりが人権感覚を磨き、あらゆる職場、様々な場面で人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められます。
* 本市は、すべての施策において人権尊重を基調とし、人権尊重の視点に立った行政運営を行政全体の取組みとして推進し、本市のすべての職員が人権尊重の意義を正しく理解し、市民の生活を守るという姿勢と意欲、自覚を持って取り組み、市民から信頼されるよう努めます。

（１）人権尊重の視点に立った施策や制度の整備・充実

（２）市職員等人権に深く関わる人材の人権尊重の資質の向上

* 市民一人ひとりが、様々な人権問題について理解を深め、その解決を自らの課題として認識するとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、家庭、学校、地域社会、職場などのあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

（１）人権教育の推進

（２）人権啓発の推進

（３）人権教育・啓発を担う人材の育成及び資質の向上

* 人権に関わる各分野における相談･支援機能の充実に努めるとともに、国、大阪府、人権擁護委員など関係機関との連携を強化し、総合的かつ効果的な相談・支援体制を推進します。
* 人権侵害の被害にあう、またはあうおそれのある人を迅速に保護、救済するための取組みを進めます。

（１）相談・支援体制の充実・強化

（２）人権侵害の予防に向けた取組みの推進

（３）救済に向けた連携体制の充実

**人権行政の取組みの方向**

**人権の視点に立った行政運営**

**取組みの方向**

**人権教育・啓発の推進**

**取組みの方向**

**人権擁護・救済に向けた取組みの推進**

**取組みの方向**

* 近年、配偶者等からの暴力や子ども・高齢者・障害のある人等への虐待をはじめ、職場におけるハラスメント（いじめや嫌がらせ）、ソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）での人権に関わる誹謗中傷など人権侵害は多様化し、ＬＧＢＴ等性的マイノリティの人の人権問題など、新たな分野の人権問題が顕在化しています。
* 人権問題は、個人の存在や尊厳を冒す社会的な問題として、その解決に向けて、重点的に取り組まなければならない行政課題です。ますます多様化、複雑化する人権問題の解決に向けて、所管課や関係機関が連携の上、取組み課題を設定し計画的・効果的な施策を推進します。

|  |  |
| --- | --- |
| **女性の人権** | * 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を推進します。
* 各種審議会などの委員への女性の積極的な登用を図り、政策や方針決定過程の場に女性の参画を推進します。
* 男女共同参画推進にあたり、様々な情報の収集やその提供、各種相談、活動を支援し、男女を問わず誰もが自由に交流できる場の提供に努めます。
* ＤＶの根絶に向け、警察や配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を一層強化し、被害者支援に取り組むとともに、交際相手の暴力（デートＤＶ）についても、若年層の理解が広まるよう啓発を進め、学校においても男女が互いに尊重し合うための教育を推進します。
* 元配偶者や元恋人の裸の写真等をインターネットに流出させるなどの嫌がらせ行為（リベンジポルノ）やストーカー行為（つきまとい）、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の人権侵害行為についても、人権教育、啓発の推進を通して防止に努めます。
* 社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジを応援するため、関係機関との連携のもと、女性のチャレンジ支援策の推進や適正な雇用環境の促進に向けた啓発に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざし、保育・介護サービスの充実など家庭と仕事の両立への支援に努めます。
 |

|  |  |
| --- | --- |
| **子どもの人権** | * 子どもは、保護の対象であるとともに、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるという視点に立ち、子どもに関わるすべての人が、子どもの権利についての認識等を深めるための啓発を推進します。
* 子どもをめぐる人権に関わる様々な課題の解決に向けて、学校、家庭、地域が連携したきめ細やかな取組みを推進します。
* 貝塚市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関との連携を図りながら、児童虐待への適切な対応、要保護児童やその家庭への支援を図ります。
* 子どもは「将来を担う社会の宝」という視点にたち、すべての子どもが家族形態や生活困窮など、生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していくことができる社会づくりに取り組みます。
 |

**人権行政の取組みの方向**

**人権に関する個別問題ごとの取組みの方向**

**個別問題**

**取組み内容**

|  |  |
| --- | --- |
| **高齢者の人権** | * 高齢者虐待をはじめ高齢者を狙った犯罪など高齢者の人権を脅かす事象や、高齢者の権利を守る取組みについての認識等を深めるための啓発を推進します。
* 高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止のために、高齢者虐待防止ネットワークにおける関係機関との連携を図ります。
* 高齢者を狙った悪徳商法や詐欺などを防止するため、相談・支援に努めます。
* 高齢者の豊かな知識や経験を、就労や地域活動など様々な場において生かしていくための環境づくりを図ります。
* 地域包括支援センターにおいて、生活支援や介護予防などの情報発信が円滑に実施できるよう支援します。
* 認知症等により、財産管理や日常生活に支障がある高齢者を法律的に支援するため、成年後見制度の利用を促進します。
* 「貝塚市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく取組みを推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。
 |

|  |  |
| --- | --- |
| **障害者の人権** | * 障害のある人に対する正しい理解を促進するための啓発に努めます。
* すべての人にとって安全で快適な生活ができるようユニバーサルデザインの普及・啓発に努めるとともに、関係法令に基づき公共施設や民間施設のバリアフリー化に取り組みます。
* 知的障害やその他精神上の障害等により、財産管理や日常生活に支障がある人を法律的に支援するため、成年後見制度の利用を促進します。
* 「貝塚市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」による取組みを推進し、障害のある人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。
 |

|  |  |
| --- | --- |
| **外国人の人権** | * 外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を解消し、民族、国籍等に関係なく互いを尊重し合う意識を醸成するための啓発を推進します。
* 外国人への生活情報の提供や日本語教育などの生活支援の充実を図り、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進します。
* 留学生や姉妹都市との交流などを通して、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化、考え方や多文化共生の重要性に対する相互の理解を深め、市民や地域の共生意識の高揚を図ります。
 |

**人権行政の取組みの方向**

**個別問題**

**取組み内容**

**個別問題**

**取組み内容**

|  |  |
| --- | --- |
| **インターネット上の人権** | * インターネット利用者やプロバイダなどに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解をさらに深め、メディアリテラシーを醸成するための教育、啓発活動を推進します。
* 学校教育では、情報に関する学習などでインターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題と、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルなどについて理解を深めるための教育を推進します。
* インターネット上の人権侵害については、速やかにプロバイダ等への削除依頼ができるよう、法務局、大阪府、関係機関と連携しながら、適切な対応に取り組みます。
 |

|  |  |
| --- | --- |
| **性的マイノリティに関する人権** | * 多様な性のあり方に関して、市民の理解を深めるための啓発を推進します。
* 関係機関と連携し、性的指向・性自認に悩んでいる人の相談に対応するとともに、相談者の立場に立った相談や支援に取り組みます。
* 貝塚市パートナーシップ宣誓制度について普及・啓発を推進します。
 |

|  |  |
| --- | --- |
| **同和問題（部落差別）** | * 部落差別解消推進法について理解を深めるための啓発活動を推進します。また、あらゆる場を通じて、市民、企業･団体等に対して広く周知を行います。
* 部落差別解消法第１条に明記された「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ため、国や大阪府と連携を図りながら、本市の実情に応じた施策を講じるよう努めます。
* 地域社会において福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に実施している市内の隣保館について、市民や関係団体と十分に協議しながら、本市の人権問題に関する情報発信や地域住民の交流拠点として統合を図ります。
* 同和問題（部落差別）に関する相談をはじめとする人権相談体制の一層の充実を図り、関係団体等と連携を図りながら、相談事項の解決に向けた支援などに積極的に努めます。
* 学校教育及び社会教育のあらゆる場を通じて、部落差別を解消するための教育を一層推進します。
* 「寝た子を起こすな論」や同和問題（部落差別）に対する無知・無理解・無関心、インターネット上の誤った認識等の解消・解決を課題としてとらえ、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）に対し正しい認識をもち、部落差別のない社会の実現に向けた啓発に努めます。
* 企業や福祉関係施設などにおいて、部落差別に関する人権学習への取組みを支援するとともに、関係機関と連携し学習機会を提供するなど充実を図ります。
* えせ同和行為に対しては、被害を未然に防ぐため適切な対応が図れるよう啓発に努めます。
 |

**人権行政の取組みの方向**

* 庁内における方針に基づいた人権行政の推進にあたっては、総合的かつ効果的な人権教育・啓発を行うため、市長を本部長とした全庁的な「貝塚市人権擁護施策推進本部」を中心に、関係部署がより緊密な連携を図り、本市の人権問題の把握に努めるとともに、必要な施策を展開していきます。
* 多様化する人権問題の状況を踏まえ、関連する施策の企画・調整・点検を行い、効果的な施策の推進に努めるとともに、関係部署においては、この方針の趣旨を十分に踏まえ、各種施策を積極的に実施します。
* 「貝塚市人権擁護審議会」においても、幅広く市民の意見が反映されるよう充実を図ります。
* 大阪法務局をはじめ、人権啓発活動ネットワーク協議会、人権擁護委員、大阪弁護士会、近隣市町の人権担当部署と連携・協働し、情報の共有を図るとともに、啓発活動の共同開催や研修、相談等の効果的な推進を図ります。
* 町会・自治会や民生委員・児童委員、ＰＴＡ、貝塚市人権啓発推進委員協議会、貝塚市企業人権協議会、世界人権宣言貝塚連絡会等の人権関係団体や事業者などとの連携を強化し、人権尊重の理念の普及・啓発及び人権施策の推進を図ります。

**推進体制**

|  |  |
| --- | --- |
| **感染症（ハンセン病、****ＨＩＶ感染症・エイズ、新型コロナウイルス感染症等）・難病患者等の人権** | * 病気や感染症に対し、市民が正しい知識や情報を得、理解を深めるための啓発を推進します。
* 感染症や難病等に罹患した場合は、適切な医療を受診することができるよう大阪府や関係機関と連携し、医療機関や医療費助成制度等について情報提供を行います。
* 患者の人権に配慮した医療が行われるよう医療機関への啓発に努めます。
 |

|  |  |
| --- | --- |
| **犯罪被害者やその家族の人権** | * 市民一人ひとりが、犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の必要性を認識し、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発を推進します。
 |

|  |  |
| --- | --- |
| **刑を終えて出所した人の人権** | * 刑を終えて出所した人が、社会の一員として普通に生活を営むことができるよう、偏見や差別意識を解消し、その社会復帰を支援するための啓発を推進します。また、保護司会や更生保護女性会と連携し、「社会を明るくする運動」を通じた啓発活動を推進します。
* 刑を終えて社会復帰をしようとする人を受け入れる社会環境をつくるとともに、就労をはじめ、就学や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用などについて相談に応じ、適切な支援に努めます。
 |

|  |  |
| --- | --- |
| **その他の様々な人権問題** | * 社会、経済構造等の外的要因をはじめ、人々の価値観や人権をめぐる意識の変化などに伴い、今後さらに多様化、複雑化する傾向にある様々な人権問題についても、その解決に向け、関係機関と連携して取り組みます。
 |

**人権行政の取組みの方向**

**取組み内容**

**個別問題**



* 人権を取り巻く社会の状況についての認識

* 市民が関心を持つ人権問題

**【参考】意識調査結果でみる市民の人権意識**



第２次貝塚市人権行政基本方針 概要版

令和５(2023)年４月

発　 行　貝塚市

編　 集　貝塚市 市民生活部 人権政策課

 〒597-8585　大阪府貝塚市畠中１丁目17番１号

 電話072-433-7160 FAX 072-433-7511

　　 E-mail：jinkenseisaku@city.kaizuka.lg.jp